

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	マブチモーター株式会社
【英訳名】	MABUCHI MOTOR CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 徹
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員経理・財務担当 萩田 敬一
【本店の所在の場所】	千葉県松戸市松飛台430番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 高橋徹及び執行役員経理・財務担当 萩田敬一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を財務報告に係る内部統制の評価範囲としました。当該評価範囲を決定した手順、方法等としては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、金額的重要性が僅少であるものを除き原則として、全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは、小型モーターの製造・販売を主要事業とする製造業であり、多数の生産設備、製品及び部品等の資産を多額に保有していることから、連結総資産を各事業拠点の重要性を判断する指標とすることが適切であると判断しました。当社グループの中には、生産設備を保有しておらず、販売を主要事業としている拠点があることから、売上高を追加的な指標としました。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の前連結会計年度における連結消去前の単純合算データをもとに、連結総資産がおおむね3分の2程度の割合に達するまでの拠点、さらに、追加的な指標とした売上高及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定した拠点を「重要な事業拠点」と選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の主な事業目的である小型モーターの製造・販売に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入高、買掛金、棚卸資産、固定資産及び給料に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、引当金の算定、固定資産減損会計等の重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。